

西原町通学路等交通安全・防犯プログラム

～ 通学路等の安全確保に関する取組の方針 ～

令和3年3月

西原町通学路等安全対策推進連絡会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、西原町では平成26年4月に「西原町通学路交通安全プログラム」を策定し、道路管理者、交通管理者及び西原町関係部局により構成された「通学路安全推進会議」において、通学路の安全確保に関する合同点検を年次的に実施し、安全対策に取り組んできました。

しかし、平成30年5月、新潟県にて下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件の発生を受け、同年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議にて「登下校防犯プラン」が取りまとめられ、通学路における防犯の観点を踏まえた点検・対策の実施が求められてきました。

さらに、令和元年5月には、集団で散歩中の園児らが犠牲となる交通事故や登校中の児童らが無差別に殺傷される事件が各地で発生したことを受け、この度、従来の交通安全や防犯対策の取組みに、集団移動経路や集合場所への対策など更なる多角的視点を包含した「西原町通学路等交通安全・防犯プログラム（以下、「本プログラム」という。）」を策定することとなりました。

今後は、本プログラムに基づき、幼児児童生徒等が安心・安全に利用できる通学路等の安全確保に資する対策を検討・実施していきます。

※本プログラムは、従来の「西原町通学路交通安全プログラム」の改定版として策定するものです。

2. 西原町通学路等安全対策推進連絡会議

通学路等における安全対策の推進に当たっては、関係機関の連携が不可欠であることから、以下を構成機関とする「西原町通学路等安全対策推進連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を設置し、相互協力・連携のうえ、本プログラムを推進・実施していきます。

- ・西原町教育委員会教育総務課（事務局）
- ・西原町立幼稚園・小学校
- ・西原町総務部生活環境安全課
- ・西原町建設部土木課
- ・西原町福祉部こども課
- ・西原町福祉部健康支援課
- ・内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所
- ・沖縄県土木建築部中部土木事務所
- ・沖縄県浦添警察署

※その他必要に応じて関係機関を招集。

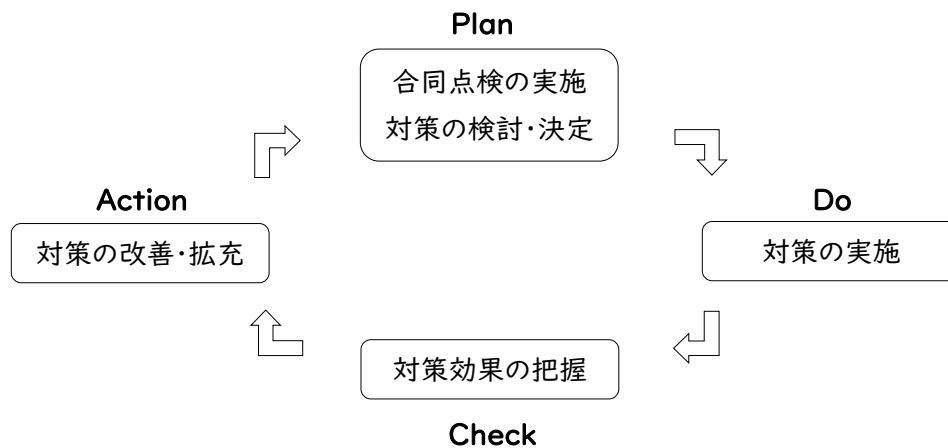
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

幼児児童生徒の安全を確保するため、日頃から地域、保護者等からの情報提供や現場確認による通学路等の状況把握に努めます。それらを踏まえ、年次的に合同点検を実施し、対策を展開していきます。さらに対策後の効果・状況等を点検し、必要に応じて対策の改善・拡充を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして確立し、通学路等の安全確保の徹底に努めます。

[通学路等の安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施

- ① 町立小学校は、通学路等の事前点検を実施し、様々な観点から危険性が認められる箇所を抽出します。
(必要に応じて、児童福祉施設や障がい者支援施設等の設置者に対しても、同様の事前点検の実施及び危険箇所の抽出等を依頼します)
- ② 町立小学校等は抽出した危険箇所について、連絡会議事務局(教育総務課)に報告し、事務局は効率的に点検作業を行うため、合同点検が必要な要点検箇所を選定します。
- ③ 要点検箇所について、小学校区ごとに連絡会議による合同点検を実施します。その際、必要に応じて地域住民や関係機関等への参加協力を依頼します。

危険箇所は、次の4つの通知を踏まえ、【交通安全】・【防犯】・【集団移動経路】・【集合場所】及び【その他】の区分において、抽出します。

- ① 【交通安全】 「通学路の交通安全の確保の徹底について(依頼)」 (平成24年5月30日付け24ス学健第6号)
- ② 【防犯】 「登下校時における児童生徒等の安全確保の徹底について(依頼)」 (平成30年7月11日付け30初健食第14号)
- ③ 【集団移動経路】 「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」
(令和元年6月18日付け府政共生160号他)
- ④ 【集合場所】 「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検について(依頼)」 (令和元年8月2日付け事務連絡)

(3) 対策の検討・決定

合同点検の結果、対策が必要と確認された箇所（要対策箇所）に対し、連絡会議にて効果的な対策となるよう関係機関との調整も含め、具体的な対策内容について検討・決定します。

(4) 対策の実施

具体的な対策に取り組みます。対策の実施に当たっては、円滑に対応できるよう連絡会議内での相互連携を図るとともに、緊急性・危険性が高い箇所から実施されるよう関係機関へ働きかけます。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所について、期待した対策効果が発現しているか、幼児児童生徒の安心・安全につながっているか等を確認するための現場確認や、必要に応じて、保護者、関係機関への聞き取りや児童生徒へのアンケート等による状況把握を行います。

(6) 対策の改善・拡充

状況把握による対策効果を検証し、対策内容に改善・拡充が必要と認められた場合は、連絡会議にて改善内容等を検討・決定し、適時対応します。

4. 点検結果や対策内容の情報共有

合同点検の結果や対策内容については、対策箇所図や対策一覧表を作成し、連絡会議内で共有します。また、広く情報を共有するため、西原町ホームページ等で公表します。

附 則

- 1 平成26年4月 施行
- 2 令和3年3月 全部改正（防犯対策等に関する内容を追加）